

北塩子の修験 大法院

◇各地にいた山伏

「修験」や「山伏」という宗教者は、今でこそ私たちの馴染みのない存在になってしまいましたが、江戸時代までは祈禱や占い、医療行為まで行う特殊な能力を持つ技能者として、人々の生活に寄り添ってきました。修験道は山そのものを信仰し、そこでの厳しい修行によって民衆を救うための特別な力を手に入れることを目的とした実践的な宗教で、聖護院を本山とする本山派と金峰山を本拠とする当山派とに大きく分かれました。「宗教者」といえば神社の神主や寺院の僧侶が思い浮かびますが、江戸時代までの宗教は現在よりも複合的で、これらの境界は地域や宗派によりかなりあいまいなものでした。特に修験道は「神仏習合」の性格が強く、水戸藩の宗教統制においてもたびたびその矛先が向けられてきました。

寛文3年（1663）の水戸藩の開基帳によれば、江戸時代初めの常陸大宮市域には28人の山伏と15人の行人がいたことが確認できます（前川『茨城の修験』）。

下檜沢の鈴木家が管理するお堂には修験道の開祖とされる役行者像が祀られていました。この像には寛永15年（1638）の銘文があり、江戸時代初期の地域での修験道信仰の様子がわかります。



▲役行者像（鈴木孝一家）

◇北塩子の大法院

このうち、北塩子の本山派修験、大法院（大宝院）は仲郷の岡崎家で、同家には現在も不動堂が祀られています（中の仏像は歴史民俗資料館寄託）。現在の不動堂はおよそ40年前に建て替えられたもので、それ以前は母屋の隣にあったそうです。

岡崎家が所蔵する古文書によれば、大法院の始まりは大永元年（1521）、丹波という人物の代に「富士山松林寺大法院」という号を許されたとしています。その後は富士権現を祀ってきましたが、延宝4年（1676）に破却となり、古河の不動院の霞下（支配下）を経て、宥実の代に2代藩主光圀の命により長谷村（常陸太田市長谷町）密蔵院の霞下に替わりました。その後宝永5年（1708）に再び富士権現を祀ることが許されています。

幕末を生きた二代刑部は、水戸藩の改革派農民と行動を共にしました。刑部が上京するために資金を



▲現在の不動堂（北塩子・岡崎家）



▲免許状（岡崎家文書）

募った勤化帳（奉納金の書上げ）には、改革派農民として知られた小祝村の後藤東次衛門や東野村の綿引惣兵衛、西塩子村の大貫理兵衛らの名が並びます（「入峰勤化帳」岡崎家文書）。元治元年（1864）9月には門閥派に占拠された水戸城下で、修験・祠宮38人とともに「御宮御守衛」にあたり、城から陣羽織を下賜されています。しかしこのことが原因で、門閥派政権下の慶応4年（1868）4月には「宅慎」（自宅謹慎）を命じられています。

明治元年の神仏分離令により、これまで「別当」「社僧」として僧体で活動してきた修験者は服飾（還俗）を命じられ、仏像を御神体として祀ってきた神社はそれを廃するよう指示が出されました。大法院も明治元年には大中明神（常陸太田市大中町）の祠宮を命じられ、同5年にはそれも解職されてしまいます。明治の到来は、多くの宗教者の生き方を変えるきっかけになりました（「大法院開基代々次第帳」岡崎家文書）。

謝辞 岡崎久子さんにご協力をいただきました。

岡崎家文書は、文書館に寄贈されました。今後、公開していく予定です。

【参考文献】 宮家準『山伏—その行動と組織』評論社 1973年、村山修一『山伏の歴史』塙書房 1970年、前川康司『茨城の修験』1993年

（高村恵美）

■問い合わせ■ 文書館 ☎52-0571